






<新旧対照表> 改訂初版 令和 6 年 3 月 5 日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 初版 2 刷(平成 29 年 11 月 27 日) No.136120			(新版) 改訂初版(令和 6 年 3 月 5 日) No.136120		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
表紙		(赤枠を削除)	表紙		
					
扉		(赤枠を削除)	扉		
					
目次	下から 9 行目	参考資料-2 労働安全衛生規則[ロープ高所作業]の改正(平成28年1月1日施行※特別教育は平成28年7月1日施行)…………… …… 80 (下線を削除)	目次	下から 8 行目の次行	
3	下段の法令	クレーン則第70条の3 防止規程第97条 (右記下線を追加)	3	下段の法令	クレーン則第 70 条の 3、 <u>第 70 条の 4</u> 防止規程第 97 条
18	上段の解説の 1 行目	架設通路の高さが90cm以上*… (右記下線を追加)	18	上段の解説の 1 行目	架設通路の手すりの高さが 90cm 以上*…
20	下段の解説	台船上の通路にゴムマットを敷設すること	20	下段の解説	台船上の通路にゴムマットを敷設すること

(旧版) 初版2刷(平成29年11月27日) No.136120			(新版) 改訂初版(令和6年3月5日) No.136120		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
	説	で、「見える化」と滑り止め <u>防止</u> を行っている。 (下線を削除)		説	で、「見える化」と滑り止めを行っている。
25	下段	(右記に修正)	25	下段	
 <p>墮落防止のための手すり及び物体の落下防止として幅木が設けられている。但し、手すりの下側の間隔が広く不適切である。</p>			 <p>墮落防止のための手すり等及び物体の落下防止として幅木が設けられている。</p>		
36	上段の解説	<u>ドラグ・ショベル</u> が走行する区域に、…	36	上段の解説	<u>油圧ショベル</u> が走行する区域に、…
36	下段の解説の1行目	キャブタイヤケーブルは、 <u>鉄筋杭</u> を使って…	36	下段の解説の1行目	キャブタイヤケーブルは、 <u>鉄ピン</u> を使って…
37	上段の解説の2行目	架空電線に <u>絶縁用防護具(シールド管)</u> を装着する等の感電防止措置がない。	37	上段の解説の2行目	架空電線に <u>絶縁用防護具(建設工事中用防護管等)</u> を装着する等の感電防止措置がない。
37	下段の解説の1行目	架空電線に <u>接近標示(三角旗)</u> を設置している。	37	下段の解説の1行目	架空電線の高さ付近に <u>注意喚起(三角旗)</u> を設置している。
38	上段の解説	ハンドブレイカーでの ^{はっ} り作業で、保護具(防じんマスク、保護メガネ)を使用していない。	38	上段の解説	ハンドブレイカーでの ^{はっ} り作業で、保護具(防じんマスク、保護 ^{めが} ね)を使用していない。
38	下段の解説	ハンドブレイカー作業の ^{はっ} り、防じんマスク、保護メガネを適正に使用している。	38	下段の解説	ハンドブレイカー作業の ^{はっ} り、防じんマスク、保護 ^{めが} ね・聴覚保護具を適正に使用している。
39	下段の解説の2行目	…屋内・屋外を問わず呼吸用保護具の… (右記下線を追加)	39	下段の解説の2行目	…屋内・屋外を問わず <u>有効な</u> 呼吸用保護具の…
39	下段の解説の2行目	…着用が… <u>義務付けられた</u> 。	39	下段の解説の2行目	…着用が <u>義務付けられている</u> 。

(旧版) 初版2刷(平成29年11月27日) No.136120			(新版) 改訂初版(令和6年3月5日) No.136120		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
40	上段の解説	アーク溶接棒ホルダーの絶縁被覆が破(焼)損している。 (下線を削除)	40	上段の解説	アーク溶接棒ホルダーの絶縁被覆が破損している。
41	上段の見出し	高速カッターのしゃへい板	41	上段の見出し	切断機の囲い(しゃへい板)
41	上段の解説	高速カッターの切削くず及び火花飛散防止のしゃへい板の大きさが十分ではない。	41	上段の解説	切断機の切削くず及び火花飛散防止の囲い(しゃへい板)の大きさが十分ではない。
41	下段の解説	高速カッターの切削くず及び火花が周辺に飛散しないように、3側面にしゃへい板が設けられている。	41	下段の解説	切断機の切削くず及び火花が周辺に飛散しないように、囲い(しゃへい板)が3側面に設けられている。
42	上段の見出し	ガス等の容器の取扱い (右記下線を追加)	42	上段の見出し	ガス等の容器(ボンベ)等の取扱い
42	上段の解説	作業場所でボンベが直接日光にさらされ、かつ、転倒防止措置もなされていない。	42	上段の解説	作業場所でガス等の容器(ボンベ)等が直接日光にさらされ、かつ、転倒防止措置もなされていない。
42	下段の解説	ボンベ等の保管を囲いの中に入れ、直射日光による温度上昇を防止している。	42	下段の解説	ガス等の容器(ボンベ)等の保管を囲いの中に入れ、直射日光による温度上昇を防止している。
43	上段の解説	ボンベが直接日光にさらされている。	43	上段の解説	ガス等の容器(ボンベ)等が直接日光にさらされている。
43	下段の解説	ボンベの過度上昇防止のためのカバーが取り付けられ、転倒防止措置がされている。	43	下段の解説	ガス等の容器(ボンベ)等の過度上昇防止のためのカバーが取り付けられ、転倒防止措置がされている。
44	上段の法令	建寄程第6条 (右記下線を追加)	44	上段の法令	建寄程第6条 安衛則第288条
60	上段の解説	鋼材を支えるブラケット部に激突防止の赤テープを設置。	60	上段の解説	鋼材を支えるブラケット部に激突防止の赤テープを表示。
65	下段の見出し	移動式仮囲い	65	下段の見出し	移動式手すり
65	下段の解説	覆工板着脱時の移動式仮囲い。(車輪付き)	65	下段の解説	覆工板着脱時の移動式手すり。(車輪付き)
69	下段の解説	現場入退場時のよごれ落としを設置している。 (右記下線を追加)	69	下段の解説	現場入退場時、安全くつのよごれ落としを設置している。

(旧版) 初版2刷(平成29年11月27日) No.136120			(新版) 改訂初版(令和6年3月5日) No.136120		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
76	下段	(右記に修正)	76	下段	
<p>No.100 安全帯点検設備</p>  <p>安全帯使用による昇降方法のチェック。</p>			<p>No.100 安全帯点検設備</p>  <p>フック掛け替え訓練状況。</p>		
77	上から9 行目	③ 最後に、類似事例から法令に合致した「改善後の事例(○)」の写真の解説し、…	77	上から9 行目	③ 最後に、類似事例から法令に合致した「改善後の事例(○)」の写真について解説し、…
80~82		(参考資料2を削除)			